

# 過疎地域における 固定資産税の課税免除の申請要件及び提出書類について

## 要件

- ・青色申告をしている個人又は法人である。
- ・業種が「製造業」「旅館業」「情報サービス業」「農林水産物等販売業」のいずれかである。
- ・適用対象資産はR4. 4. 1以後に取得したもので、直接事業用に供するための機械及び装置（償却資産）、建物（償却設備である）、土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における土地の当該建物の敷地分）で、それらの資産である。  
（建物、設備は改修工事による取得も含むが、資本金5,000万円超の法人は新增設のみ対象）
- ・取得価額が下記に該当している。

対象業種	事業規模（資本金）		
	5,000万円以下	5,000万円超 ～1億円以下	1億円超
製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
旅館業			
情報サービス業		500万円以上	
農林水産物等販売業			

※ 農林水産物等販売業：町内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料として製造若しくは加工（調理）されたものを、店舗で主に町外に向けて販売を目的とする事業。

## 提出書類

- ・上記の要件を満たしている申請者は、次の書類を提出してください。

		提出書類一覧		チェック欄	
				法人	個人
共通	固定資産税の課税免除申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	課税免除の要件等に関する明細書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	青色申告書（青色申告決算書含む）の写し		<input type="checkbox"/>		
	法人税申告書（青色）の写し	<input type="checkbox"/>			
	定款又は履歴事項全部証明書の写し（個人は資本金及び業種明記の書類）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	事業所平面図（土地・建物（家屋等）取得の場合は、寸法表示必須）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	年次別建設計画及び営業実績の概要書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
機械・装置 取得	減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し <small>〔法人税法施行規則別表16(1)(2)及び付表〕</small>	<input type="checkbox"/>			
	償却資産の一覧表（資産台帳：可）、配置図、生産工程表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
建物等 取得	建築請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
土地 取得	売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
建物・土地 所得	不動産登記事項証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

◎2年目からは、様式第1号と様式第2号を提出してください。